

新旧対照表

○神奈川県建築基準条例

新	旧
<p>第1条～第12条 (略) (設置の禁止)</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準(以下「1時間準耐火基準」という。)に適合する準耐火構造であるもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもの以外のものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略) (設置の禁止)</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準(以下「1時間準耐火基準」という。)に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2 前項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等(政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。)で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第14条～第19条 (略) (長屋の構造等)</p> <p>第20条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>第14条～第19条 (略) (長屋の構造等)</p> <p>第20条 (略) 2～4 (略)</p>
<p>5 第1項又は第2項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第21条 (略) (構造)</p>	<p>第21条 (略) (構造)</p>
<p>第22条 (略) 2 前項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p>	<p>第22条 (略) (新規)</p>
<p>第23条 (略) (たな状寢所を有するホテル及び旅館の構造)</p>	<p>第23条 (略) (たな状寢所を有するホテル及び旅館の構造)</p>
<p>第24条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、たな状寢所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、又は特定主要構造部を耐火構造としなければならない。</p>	<p>第24条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、たな状寢所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならない。</p>
<p>2・3 (略) 4 第1項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合にお</p>	<p>2・3 (略) (新規)</p>

新	旧
<p><u>る当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u></p>	
<p>第25条～第31条 (略) (前面空地及び側面空地)</p>	<p>第25条～第31条 (略) (前面空地及び側面空地)</p>
<p>第32条 (略) 2 興行場等の用途に供する建築物の<u>屋根を除く特定主要構造部</u>が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次の各号の定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造のポーチ(これに類するものを含む。)とすることができる。 (1)～(3) (略)</p>	<p>第32条 (略) 2 興行場等の用途に供する建築物の<u>主要構造部又は屋根を除く主要構造部</u>が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次の各号の定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造のポーチ(これに類するものを含む。)とすることができる。 (1)～(3) (略)</p>
<p>3・4 (略) (屋外への出口)</p>	<p>3・4 (略) (屋外への出口)</p>
<p>第33条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、<u>屋根を除く特定主要構造部</u>が耐火構造の建築物にあつては17センチメートル以上、その他のものにあつては20センチメートル以上としなければならない。</p>	<p>第33条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、<u>主要構造部又は屋根を除く主要構造部</u>が耐火構造の建築物にあつては17センチメートル以上、その他のものにあつては20センチメートル以上としなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第34条 (略) (敷地内通路)</p>	<p>第34条 (略) (敷地内通路)</p>
<p>第35条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第35条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>4 <u>屋根を除く特定主要構造部</u>が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第32条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。 (廊下及び広間の類)</p>	<p>4 <u>主要構造部又は屋根を除く主要構造部</u>が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第32条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。 (廊下及び広間の類)</p>
<p>第36条 (略)</p>	<p>第36条 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(<u>屋根を除く特定主要構造部</u>が耐火構造のものにあつては、300平方メートル)以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(<u>主要構造部又は屋根を除く主要構造部</u>が耐火構造のものにあつては、300平方メートル)以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>第37条～第42条 (略) (主階が避難階以外の階にある興行場等)</p>	<p>第37条～第42条 (略) (主階が避難階以外の階にある興行場等)</p>
<p>第43条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第43条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物(その<u>特定主要構造部の性能が政令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。</u>)又は1時間準耐火基準に適合</p>	<p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物(その<u>主要構造部の性能が政令第107条各号又は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法</u></p>

新	旧
<p>する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</p>	<p>律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の政令（第51条の3において「旧政令」という。）第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。）又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</p>
<p>5 前項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p>	<p>（新規）</p>
<p>第44条～第48条（略） （1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造）</p>	<p>第44条～第48条（略） （1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造）</p>
<p>第49条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、<u>特定主要構造部を耐火構造とし</u>、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。 （建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造）</p>	<p>第49条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。 （建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造）</p>
<p>第50条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。ただし、階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについては、この限りでない。</p>	<p>第50条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。ただし、階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについては、この限りでない。</p>
<p>（1）主要構造部を準耐火構造若しくは政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とし、又は<u>特定主要構造部を耐火構造</u>とすること。</p>	<p>（1）主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とすること。</p>
<p>（2）～（5）（略）</p>	<p>（2）～（5）（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>第51条・第51条の2（略） （適用の特例）</p>	<p>第51条・第51条の2（略） （適用の特例）</p>
<p>第51条の3 <u>特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物</u>（次項に規定する建築物を除く。）に対する第13条第1項、第16条第2項、第16条の2第3項、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号及び第52条の2第2号の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>	<p>第51条の3 <u>主要構造部が旧政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物</u>（次項に規定する建築物を除く。）に対する第13条、第16条第2項、第16条の2第3項、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号、<u>第52条の2第2号</u>の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>

新	旧
<p>2 特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の特定主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び<u>特定主要構造部が政令第108条の4第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の特定主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)</u>に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項及び第51条の2第1号の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p> <p>第51条の4～第52条の19 (略) (手数料の減免)</p> <p>第52条の20 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は<u>法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。</u> (1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第53条 (略) (一定の複数建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項に規定する建築物について第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第43条第4項又は第50条第1項の規定を適用する場合には、<u>特定主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</u></p> <p>第55条 (略) (既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第56条 <u>この条において「基準時」とは、法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この項、第8項及び第15項から第17項までにおいて同じ。)の規定により第11条、第16条、第16条の2、第19条、第23条第2項、第28条、第28条の2、第29条第2項、第30条第1項第4号、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36</u></p>	<p>2 <u>主要構造部が旧政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)</u>及び<u>主要構造部が旧政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)</u>に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項、<u>第51条の2第1号の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)</u>の適用については、これらの建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p> <p>第51条の4～第52条の19 (略) (手数料の減免)</p> <p>第52条の20 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、<u>法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。</u> (1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第53条 (略) (一定の複数建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項に規定する建築物について第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第43条第4項又は第50条第1項の規定を適用する場合には、<u>主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</u></p> <p>第55条 (略) (既存建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第56条 (新規)</p>

新	旧
<p>条第4項第5号、第39条、第43条第2項若しくは第3項、第48条、第51条の2、第52条の9又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 法第3条第2項の規定により、第11条、第16条、第23条第2項、第28条、第28条の2、第33条、第34条、第36条第4項第5号、第39条、第43条第2項若しくは第3項又は第48条の規定の適用を受けない建築物に係る増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル。次項及び第5項において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>4 法第3条第2項の規定により、第16条の2、第19条、第29条第2項、第30条第1項第4号又は第35条第1項から第3項までの規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>5 法第3条第2項の規定により、第51条の2の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、同条の規定は、適用しない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>6 法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24条第1項又は第43条第4項の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築のうち、増築又は改築に係る部分がこれらの規定に適合するものであつて、かつ、火熱遮断壁等で区画されるものである場合においては、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>8 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から</p>	<p>3 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第7項から第9項までにおいて同じ。)の規定により、第4条、第5条、第12条、</p>

新	旧
<p>第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。</p>
<p>9 <u>法第3条第2項の規定により、第11条、第16条又は第28条の2の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないものについては、これらの規定は、適用しない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>10 <u>法第3条第2項の規定により、第51条の2の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替については、同条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>11・12 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>13 <u>法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24条第1項又は第43条第4項の規定の適用を受けない建築物であつて、当該建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対して、これらの規定は、適用しない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>14 <u>法第3条第2項の規定により、第11条、第15条、第23条第1項、第36条第4項第1号から第3号まで又は第52条の11から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。</u></p>	<p>6 <u>法第3条第2項の規定により、第11条又は第52条の11から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。</u></p>
<p>15 <u>法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る新築(用途の変更を伴わないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)、増築若しくは改築で新築、増築若しくは改築後における延べ面積が基準時における当該延べ面積を超えないもの又は政令第137条の8各号に定める範囲内の増築若しくは改築については、第52条の9の規定は、適用しない。</u></p>	<p>7 <u>法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る新築(用途の変更を伴わないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)、増築若しくは改築で新築、増築若しくは改築後における延べ面積が基準時(法第3条第2項の規定により第52条の9又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。次項において同じ。)における当該延べ面積を超えないもの又は政令第137条の8各号に定める範囲内の増築若しくは改築については、第52条の9の規定は、適用しない。</u></p>

新			旧		
16・17 (略)			8・9 (略)		
第57条 (略)			第57条 (略)		
(読替規定)			(読替規定)		
第57条の2 知事が別に定める区域内の建築物等について、第4条ただし書、第5条ただし書、第12条ただし書、第26条第3項、第31条第3項、第44条、第48条第1項ただし書、 <u>第56条第7項又は前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、前条中「神奈川県建築審査会」とあるのは「当該市町村に置かれる建築審査会」と読み替えるものとする。</u>			第57条の2 知事が別に定める区域内の建築物等について、第4条ただし書、第5条ただし書、第12条ただし書、第26条第3項、第31条第3項、第44条、第48条第1項ただし書、 <u>第56条第2項又は前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、前条中「神奈川県建築審査会」とあるのは「当該市町村に置かれる建築審査会」と読み替えるものとする。</u>		
第58条 (略)			第58条 (略)		
(罰則)			(罰則)		
第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、 <u>第11条、第12条、第13条第1項、第15条から第17条まで、第19条、第20条第1項から第4項まで、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から第39条まで、第41条、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等（以下この項において「認定建築材料等」という。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。</u>			第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、 <u>第11条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条から第23条まで、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から第39条まで、第41条、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等（以下この項において「認定建築材料等」という。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。</u>		
2・3 (略)			2・3 (略)		
別表（第52条の19、第52条の20関係）			別表（第52条の19、第52条の20関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合	建築物に関する確認申請等手数料	(1) 申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する建築設備（昇降機に限る。以下この項から3の項まで	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合	建築物に関する確認申請等手数料	(1) 申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する建築設備（昇降機に限る。以下この項から3の項まで

新		旧			
を含む。)の 規定に基づ く建築物の 建築等に関 する確認の 申請又は法 第18条第2 項(法第87条 第1項にお いて準用す る場合を含 む。)の規定 に基づく建 築物の建築 等に関する 通知に対す る審査		において同じ。)に係 る部分が含まれない場 合 ア 床面積の合計が、 30平方メートル以内 のもの <u>1万5,000円</u> イ 床面積の合計が、 30平方メートルを超 え、100平方メートル 以内のもの <u>2万8,000円</u> ウ 床面積の合計が、 100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの <u>4万3,000円</u> エ 床面積の合計が、 200平方メートルを 超え、300平方メー トル以内のもの <u>4万8,000円</u> オ 床面積の合計が、 300平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの <u>5万5,000円</u> カ～シ (略) (2) (略)	を含む。)の 規定に基づ く建築物の 建築等に関 する確認の 申請又は法 第18条第2 項(法第87条 第1項にお いて準用す る場合を含 む。)の規定 に基づく建 築物の建築 等に関する 通知に対す る審査		において同じ。)に係 る部分が含まれない場 合 ア 床面積の合計が、 30平方メートル以内 のもの <u>1万円</u> イ 床面積の合計が、 30平方メートルを超 え、100平方メートル 以内のもの <u>1万8,000円</u> ウ 床面積の合計が、 100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの <u>2万8,000円</u> エ 床面積の合計が、 200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの <u>3万6,000円</u> (新規) オ～サ (略) (2) (略)
2 法第7条 第1項又は 第18条第20 項の規定に 基づく建築 物に関する 完了検査(次 項に該当す る場合を除 く。)	建築物に 関する完 了検査申 請等手数 料	(1) 法第7条の3第1 項の特定工程に係る建 築物以外の建築物の申 請又は通知に法第87条 の4に規定する建築設 備に係る部分が含まれ ない場合 ア 床面積の合計が、 30平方メートル以内 のもの <u>2万4,000円</u> イ 床面積の合計が、 30平方メートルを超 え、100平方メートル 以内のもの <u>3万円</u> ウ 床面積の合計が、 100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの <u>3万9,000円</u>	2 法第7条 第1項又は 第18条第16 項の規定に 基づく建築 物に関する 完了検査	建築物に 関する完 了検査申 請等手数 料	(1) 法第7条の3第1 項の特定工程に係る建 築物以外の建築物の申 請又は通知に法第87条 の4に規定する建築設 備に係る部分が含まれ ない場合 ア 床面積の合計が、 30平方メートル以内 のもの <u>1万6,000円</u> イ 床面積の合計が、 30平方メートルを超 え、100平方メートル 以内のもの <u>1万9,000円</u> ウ 床面積の合計が、 100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの <u>2万5,000円</u>



新		旧	
		<p>エ 床面積の合計が、 200平方メートルを 超え、300平方メー トル以内のもの 4万4,000円</p> <p>オ 床面積の合計が、 300平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの 5万3,000円</p> <p>カ～シ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第7条の3第1 項の特定工程に係る建 築物の申請又は通知に 法第87条の4に規定す る建築設備に係る部分 が含まれない場合</p> <p>ア 床面積の合計が、 30平方メートル以内 のもの 2万3,000円</p> <p>イ 床面積の合計が、 30平方メートルを超 え、100平方メートル 以内のもの 2万9,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が、 100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの 3万8,000円</p> <p>エ 床面積の合計が、 200平方メートルを 超え、300平方メー トル以内のもの 4万2,000円</p> <p>オ 床面積の合計が、 300平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの 4万9,000円</p> <p>カ～シ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>エ 床面積の合計が、 200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの 3万4,000円 (新規)</p> <p>オ～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第7条の3第1 項の特定工程に係る建 築物の申請又は通知に 法第87条の4に規定す る建築設備に係る部分 が含まれない場合</p> <p>ア 床面積の合計が、 30平方メートル以内 のもの 1万5,000円</p> <p>イ 床面積の合計が、 30平方メートルを超 え、100平方メートル 以内のもの 1万8,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が、 100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの 2万4,000円</p> <p>エ 床面積の合計が、 200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの 3万1,000円 (新規)</p> <p>オ～サ (略)</p> <p>(4) (略)</p>
2の2 建築 物のエネル ギー消費性 能の向上等 に関する法 律(平成27年 法律第53号)	建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定対象建 築物に関 する完了	(1) 一戸建ての住宅の 場合 前項の規定の例によ り算定した額に、1万 4,000円を加えた額 (2) 一の建築物(一戸 建ての住宅を除く。)	(新規)

新		旧			
<p>第11条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない要確認特定建築行為又は同法第12条第2項若しくは第3項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない要通知特定建築行為に係る建築物に関する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく完了検査</p>	<p>検査申請等手数料</p>	<p>の場合 前項の規定の例により算定した額に、次に掲げる建築物の部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分）の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であつて常時外気に開放された開口部を有するものうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上である部分の床面積を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額を加えた額</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。）</p> <p>（ア） 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万1,000円</p> <p>（イ） 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万5,000円</p> <p>（ウ） 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万7,000円</p> <p>（エ） 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 10万円</p>			

新			旧		
		<p><u>イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。）</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 1万9,000円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 2万6,000円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 3万8,000円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 9万5,000円</p> <p><u>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</u> 14万円</p> <p><u>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</u> 18万円</p> <p><u>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの</u> 22万円</p>			
3 法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	<p>(1) 申請又は通知に法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合</p> <p>ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が、30平方メートル以内のもの 2万4,000円</p> <p>イ 中間検査を行う部</p>	3 法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	<p>(1) 申請又は通知に法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合</p> <p>ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が、30平方メートル以内のもの 1万5,000円</p> <p>イ 中間検査を行う部</p>

新			旧		
		分の床面積の合計が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>2万8,000円</u> ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>3万7,000円</u> エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの <u>4万2,000円</u> オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>5万円</u> カ～シ (略) (2) (略)			分の床面積の合計が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>1万8,000円</u> ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>2万3,000円</u> エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が、200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>3万2,000円</u> (新規) オ～サ (略) (2) (略)
4 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対	(略)	(略)	4 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対	(略)	(略)

新			旧		
する審査			する審査		
4の2～35 (略)	(略)	(略)	4の2～35 (略)	(略)	(略)
36 法第87条 の4において 準用する 法第7条第 1項又は法 第87条の4 において準 用する法第 18条第20項 の規定に基 づく建築設 備に関する 完了検査	(略)	(略)	36 法第87条 の4において 準用する 法第7条第 1項又は法 第87条の4 において準 用する法第 18条第16項 の規定に基 づく建築設 備に関する 完了検査	(略)	(略)
37 法第87条 の4において 準用する 法第7条の 3第1項又 は法第87条 の4において 準用する 法第18条第 28項の規定 に基づく建 築設備に関 する中間検 査	(略)	(略)	37 法第87条 の4において 準用する 法第7条の 3第1項又 は法第87条 の4において 準用する 法第18条第 19項の規定 に基づく建 築設備に関 する中間検 査	(略)	(略)
38 (略)	(略)	(略)	38 (略)	(略)	(略)
39 法第88条 第1項及び 第2項にお いて準用す る法第7条 第1項又は 法第88条第 1項及び第 2項におい て準用する 法第18条第 20項の規定 に基づく工 作物に関す る完了検査	(略)	(略)	39 法第88条 第1項及び 第2項にお いて準用す る法第7条 第1項又は 法第88条第 1項及び第 2項におい て準用する 法第18条第 16項の規定 に基づく工 作物に関す る完了検査	(略)	(略)
40 法第88条 第1項にお いて準用す る法第7条	(略)	(略)	40 法第88条 第1項にお いて準用す る法第7条	(略)	(略)

新			旧		
の3第1項 又は法第88 条第1項に おいて準用 する法第18 条第28項の 規定に基づ く工作物に 関する中間 検査			の3第1項 又は法第88 条第1項に おいて準用 する法第18 条第19項の 規定に基づ く工作物に 関する中間 検査		
41～44 (略)	(略)	(略)	41～44 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		